

平成 2 9 年 3 月 定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成 2 9 年 3 月 3 0 日（木）午後 3 時 0 0 分～ 4 時 1 0 分
 ◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
 ◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美

- ◎ 欠席委員

委 員
益田 耕吉

- ◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	西田 教育総務部 次長兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	祐村 生涯学習部 理事兼 生涯学習課長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	室井 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	尾谷 中央図書館長
上田 金剛図書館長				
				（書記）小島 教育総務課長代理

平成 28 年度 3 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 3 月 30(木)

開会：午後 3 時 00 分

閉会：午後 4 時 10 分

- 山本教育総務課長 平成 28 年度 3 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、4 月 26 日（水）午後 2 時 00 分から、富田林市役所第二委員会室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。
- 《別紙、議事日程を説明》
- それでは、教育長開会をお願いいたします。
- 芝本教育長 それでは、平成 28 年度 3 月定例教育委員会会議を開会いたします。会議を進める前に、本日、益田委員より欠席の申し出がありましたので、皆様にお伝えいたします。それでは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、山元委員よろしくをお願いいたします。
- 山元委員 わかりました。
- 芝本教育長 続いて「日程第 2. 会議録の承認」、先月 2 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。
- 仲野委員 8 ページの下から 11 行目、私の発言について、「言われるぐらい」を「言われる時代なので」に訂正していただくと、発言内容が伝わると思います。
- 山本教育総務課長 わかりました。
- 芝本教育長 他に、何か訂正、付け加え等はございませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。次に、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は 2 件の報告があります。それでは、報告第 28 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は、「新たに承認申請のあった行事」が 1 件ございますので、教育総務課から説明をお願いします。
- 山本教育総務課長 それでは、報告第 28 号 富田林市教育委員会の後援名義承認申請のあった行事のうち、新たに後援名義承認申請のあった行事につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は、「国際交流&イングリッシュキャンプ」で、主催者は「宮城復興支援センター」センター長 茂木 秀樹 氏でございます。この行事は、東日本大震災・熊本地震の災害により仮設住宅入居児童、避難生活児童の心のケアの支援、災害に対する危機意識向上、風化防止、並びに子どもたちの国際交流、多文化共生、小学校外国語活動の促進を目的としております。内容としましては、小学生 20 名のグループに留学生 5 名と海外留学経験者 1 名がつき、1 泊 2 日の共同生活を送ります。キャンプでは英語と体を使った野外アクティビティや世界の文化を知る国際交流ワークショップなど、様々な楽しい活動を予定されております。実施期間は、平成 29 年 6 月 10 日（土）から 11 月 26 日（日）までの期間で、1 泊 2 日のキャンプを 9 回実施する予定としており、開催場所は、府立少年自然の家、国際淡路青少年交流の家、国立曽爾青少年自然の家の 3 ヶ所です。参加料は、一般の小学生が 24,800 円で、被災

地からの避難生活児童は無償となっております。参加範囲としては、大阪府内の小学1年生から6年生です。この事業におきましては、2012年の夏に宮城県でスタートし、今までに東京、埼玉、千葉エリア等で実施しております。今回は、大阪府エリアで開催する運びとなり、大阪府及び府内各市町村教育委員会へ後援名義の申請をされたものです。過去に実施したエリアにおきましては、各県の教育委員会、及び各市町村教育委員会の後援名義の承認を受けております。今回の行事内容につきましては、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領」に適合すると認められるため、承認をお願いするものです。以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

芝本教育長

この件につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

まず、団体名「宮城復興支援センター」ということですが、法人等になっているのでしょうか。

山本教育総務課長

NPO 連携との記載はありますが、申請書類を確認する限りでは、法人等にはなっていないと思われます。

阪井教育長職務代理者

公益財団法人や NPO 法人等、団体として認定されている、もしくは、財務関係がしっかりしておられるのであれば良いのですが、単に連携というのであれば、財務関係の正確な反映など、どうかと思うところがあります。それと、参加料について、1泊2日のキャンプで 24,800 円というのは、非常に高額であると思い、ホームページにアクセスして確認した限りでは、招待児童の費用が無料で、さらに、英語の勉強に役立てるよう各小学校等に留学生を派遣する事業もされているようで、その留学生たちの交通費や日当等もこのキャンプの参加料の中から一部活用しているという表記がされていました。今回、この募集にあたって、参加料には、そういった招待料金などのプラスアルファ的なものも含まれた料金になっていることについて、一般の方たちへの注意喚起というか、周知はしていただけるのでしょうか。

山本教育総務課長

委員のご指摘につきまして、提出していただいている収支予算書では、参加料に避難児童の宿泊料金等を負担するようなかたちとなっております。ポスター等に招待料金等が含まれている件につきまして、周知しているかどうかは、把握できておりませんので、申請者に確認させていただきたいと思います。

阪井教育長職務代理者

わかりました。それと、このキャンプ自体は、どこかに委託して実施するのでしょうか。それとも、宮城県のスタッフの方がこちらに来られるのでしょうか。というのは、今回の国際交流&イングリッシュキャンプですが、留学生の方は現地の方に参加していただくのか、それとも宮城県から連れて来られるのか、もし、宮城県から連れて来られるとなれば、その方たちの交通費も負担していることになるのでしょうか。その辺りは、申請書類で確認できますか。

山本教育総務課長

このキャンプには、ボランティアの方と一緒に連れて行くという内容になっておりますが、留学生がどこから派遣されるかは、申請書類では確認できません。収支予算ではバス料金、傷害保険一式、看護師の人件費等の経費が含まれていますが、委員のご指摘については、先程の件とあわせまして、再度確認させていただきたいと思います。

阪井教育長職務代理者

わかりました。そういうことであれば、費用面について、丸投げ的に委託されて実施するのか、また、向こうからスタッフともども来られて、その方たちの交通費を含め

た費用等が、一般の皆さんの参加料 24,800 円から賄う仕組みになっていないかどうかを確認していただいたうえで、後援名義の承認をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

芝本教育長 それでは、一度確認していただいてから、再度報告していただくということで、よろしいでしょうか。

山本教育総務課長 わかりました。申請者へ確認するとともに、各市の後援状況についても問い合わせを行います。

芝本教育長 他に、ご質問等はございませんか。それでは、これまで承認したことのある行事②から⑤につきまして、ご意見・ご質問などはございませんか。特に無いようですので、続きまして、報告第 29 号「平成 29 年第 1 回（3 月）富田林市議会定例会の報告」に進みます。今回、特に学校給食に対するご質問が多くありましたが、まずは教育指導室関係から報告をお願いします。

古村教育総務部次長代理 それでは、教育指導室関連について報告いたします。資料 1 をご覧ください。日本共産党 田平議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、大学に進学するには高額な費用が必要となり、経済的理由で進学を断念したり、奨学金を借りても卒業後、返済に苦しむケースが多いことから、市独自の給付型奨学金制度を創設してはどうかというものでした。

《資料 1 答弁内容について説明》

続いて、資料 3 をご覧ください。公明党 高山議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、支援を要する子どもたちの数が増加し続けている中、これらの子どもたちに必要な支援をとどけることが重要であり、中でも介助員や通級指導の質・量を充実させることが求められているが、本市の取り組み状況はどうかを問うものでした。

《資料 3 答弁内容について説明》

続いて、資料 4 をご覧ください。同じく、公明党 高山議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、防災教育は一般論としての学習では駄目で、日常生活に即した実践的なものでなければならないと考えるが、市教委の見解はどうか、また、地域・家庭と連携したものにするため「防災教育チャレンジプラン」等の事業を積極的に活用してはどうかというものでした。

《資料 4 答弁内容について説明》

続いて、資料 5 をご覧ください。とんだばやし未来 尾崎議員からの代表質問でございます。質問の趣旨としましては、ICT 教育については、活用に伴う危険性について十分配慮しながらも、積極的に推進することが求められるが、本市の状況はどうかを問うものでした。

《資料 5 答弁内容について説明》

以上で、教育指導室関連のご報告とさせていただきます。

芝本教育長 ありがとうございます。それでは、教育指導室関連の報告で何か、ご質問等はございませんか。特に無いようなので、次に生涯学習部関連で、まずは文化財課から報告をお願いします。

房田生涯学習部次長代理 それでは、文化財課関連について報告いたします。資料 2 をご覧ください。日本共

産党 田平議員からの代表質問で、「6. 文化財行政の充実を求めて」と題し、「(1) 文化財保護条例案を本市の実情に見合った豊かで充実した内容にするため本市で文化財の研究・活動をされている様々な団体への聞き取り調査を」「(2) 国史跡『新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳』の保存活用計画策定について、史跡公園としての活用など、今後の活用についての考えを聞く」「(3) 第一中学校の余裕教室を利用している埋蔵文化財センターに保管している文化財に広く親しんでもらえる環境整備と人員配置を」の3つの質問がございました。質問の趣旨といたしまして、(1) は、「現在、制定に向け取り組んでいる富田林市文化財保護条例（案）について、本市の実情に見合った充実した内容にするため、本市域で文化財の研究・活動をされている様々な団体に聞き取り調査をしてはどうか。」(2) は、国史跡「新堂廃寺・オガンジ池瓦窯跡・お亀石古墳」についての保存活用計画策定について、また、今後の活用についての考えを聞く。」(3) は、「市立埋蔵文化財センターを広く文化財に親しんでもらえるよう環境整備や人員配置をすべきでは。」とのご質問でした。

《資料2 答弁内容について説明》

以上で、ご報告とさせていただきます。

芝本教育長
祐村生涯学習部理事

ありがとうございます。次に生涯学習課より報告をお願いします。

それでは、生涯学習課の報告をさせていただきます。資料7をご覧ください。とんだばやし未来 尾崎議員からの代表質問です。「3. 未来の担い手の育成」としまして、「(1) 地域教育協議会（すこやかネット）の充実をもとめて」「①本市は、すこやかネット事業をどのように認識しているか、また、どのような方向を目指そうとしているのか」「②各すこやかネットに対しアンケート調査をしてみても」「③市としてどのようなサポートをしてきたのか、また、今後できることはないのか。」という質問でした。質問の内容としましては、地域教育協議会いわゆる、すこやかネットの活動は、地域におけるフェスティバル等の開催や清掃活動、夜間パトロール、防災訓練、挨拶運動などを実施されており、子どもから高齢者まで世代間のつながりを強くすることができる事業であり、今後も継続するとともに、さらに充実させていくべきとの考えから、第1点目として市の認識と今後の方向性についてのご質問でした。また、2点目として、各すこやかネットでの共通した課題として、役員のなり手探しの苦勞、年間予算の少なさ、イベントのマンネリ化、常設の会議会場、事業に貸し出しをうけることができる備品や機材の情報共有などがありますが、それぞれのすこやかネットでの課題や要望は相違もある。との指摘を受けて、全てのすこやかネットに対してアンケート調査を実施し、課題や悩みを整理してはどうかとの質問でした。次の3点目として、すこやかネットに市としてこれまでどのようなサポートをし、今後はどのようなことができるのかという質問でございました。

《資料7 答弁内容について説明》

続いて資料8をご覧ください。林議員からの個人質問です。「1. 『食』と『農』と『観光』のまちづくりについて」としまして、「(2) 本市農業の発展と活性化対策について」「⑥若者育成を目的とした『(仮称) きらめき創造館』での『食』と『農』と『観光』の教育推進について」の質問でした。質問の内容としましては、議員がこれまで農業政策で質問してきた事項をふまえて、若者が集まるきらめき創造館で、

「食」と「農」と「観光」の教育推進をされてはどうかというものでした。

《資料 8 答弁内容について説明》

以上で、ご報告とさせていただきます。

芝本教育長 ありがとうございます。それでは、生涯学習部関連の報告で何か、ご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者 資料 7 のすこやかネットに関するアンケートについて、実際に地域で活動されている方々のご意見などを把握するということで、アンケートを平成 29 年度で実施してまいりたいと答弁していますが、アンケートの対象者は、具体的にはすこやかネットに参加していただいている方に限定されるのでしょうか。

祐村生涯学習部理事 すこやかネットを構成しているコーディネーターであるとか、すこやかネットの運営に携わっていただいている方にアンケートを実施したいと考えております。

阪井教育長職務代理者 すこやかネット自体が地域のネットワークづくりというのであれば、もう少し対象範囲を広げて良いのではないかと思います。地域のニーズとか、もっと困った話とか、今回は別目的にはしていないのでしょうか。すこやかネットに参加しておられる方が、例えば知りたいことであったり、やりたいことであったりとか、市に対する要望であったりとかをアンケートで掘り下げるということでしょうか。

祐村生涯学習部理事 それぞれの地域で実施しているすこやかネット事業は、地域活動であることから、会議を開催すると様々な意見が飛び交うところでございます。本市としましては、こういった備品が事業に使用していただくことができますといった情報提供や、それぞれの地域でのすこやかネットの事業の進め方について、アンケートの中から掘り下げていけたらと思います。

芝本教育長 他に、何かありませんでしょうか。

山元委員 同じく資料 7 のすこやかネット事業について、すこやかネット事業が始まったときは、本当に上手く活動していくことができるのか不安に思っていました。また、色々な道のりがあり大変でしたが、今となっては、学校が地域とともに歩むという功績があったと思います。ただ、先程の説明にもありましたように、活動に対する大阪府の補助金があつという間に廃止され、市の単費で繋いでくれたのは本当にありがたかったのですが、費用も少なくなり、マンネリ化といった課題もあります。せっかく地域コミュニティを作ったのに、皆さんの不満ということで先細ってしまい、一から事業を作るとなると大変な作業になるので、アンケートも含めて、活動されている方が引き続き意欲を持ってやっていけるように、市も応援していただければありがたいと思います。活動されている皆さんは、夜遅くに集まり、子どもたちの為に頑張っておられます。なかなか成り立たない事業ですので、そういう方たちの熱い思いは学校としてはありがたく思っていますので、意欲的に継続できるようお願いします。

芝本教育長 他に、何かありませんでしょうか。

阪井教育長職務代理者 資料 8 の「観光」の教育推進について、どういうイメージなのかもう一度、説明していただけないでしょうか。

祐村生涯学習部理事 ご質問いただきました林議員は、常日頃、サバーファームなどの農業振興の部分はさらに充実すべしと発言されており、そういったところの活用を言っておられると

思います。

阪井教育長職務代理者
祐村生涯学習部理事

観光の教育推進とサバーファームの活用はちょっと違うような気もするのですが。今回、食と農と観光のまちづくりということで質問がありましたが、秋にオープン予定のきらめき創造館は、若者が集う施設となることから、若者が取り組んでみたいと思うような農業ということで、研修をされたいという意見もございました。そのあたりも踏まえて、市の施設であるサバーファームなども活用できたらと思ったところでございます。

阪井教育長職務代理者

きらめき創造館とサバーファームがどのように結びついているのか、もうひとつ分かりにくく、無理に観光と教育推進がひっついている気がしましたが、わかりました。

芝本教育長

他に、ご質問などはございませんでしょうか。それでは、次に学校給食課より報告をお願いします。

西田教育総務部次長

学校給食課関連について報告いたします。まずは、資料6をご覧ください。とんだばやし未来 尾崎議員からの代表質問で、中学校給食の喫食の申込みまでに、小学校給食と同様にアレルギー関連の詳細資料を配布できないかを問うものでした。

《資料6 答弁内容について説明》

続いて、資料9をご覧ください。伊東議員からの個人質問で、学校給食センター建替えに伴う民間調理委託について、トラブルの発生状況と市の認識について問うものでした。

《資料9 答弁内容について説明》

続いて、資料10をご覧ください。伊東議員からの個人質問で、給食の安全性について、「学校給食衛生管理基準」で禁止されている前日調理、生食の缶詰の前日開缶、二時間以内喫食などの問題、また、保健所の立ち入りについての検討結果、民間調理業者が「一番大事なことは遅配を発生させないこと」といっていることについて、市の見解を求めるものでした。

《資料10 答弁内容について説明》

続いて、資料11をご覧ください。伊東議員からの個人質問で「問題が発生している根本的な原因」は準備不足ではないのかというものでした。

《資料11 答弁内容について説明》

続いて、資料12をご覧ください。伊東議員からの個人質問で、安全性に疑義が生じ危険性について指摘しているにも関わらず、給食の提供を続けて、食中毒等の事故が起こった際、誰がどのような責任を取るのかを問うものでした。

《資料12 答弁内容について説明》

続いて、資料13をご覧ください。伊東議員からの個人質問で、給食について発生している諸問題や食中毒等のリスクを、一部の学校だけに押しつけるのは不公平ではないか。また、保護者説明会によるトラブルの発生状況や食中毒等の事故発生リスクの周知、一部小学校での喫食の選択制の導入について問うものでした。

《資料13 答弁内容について説明》

続いて、資料14をご覧ください。伊東議員からの個人質問で、諸問題に対する市の対策について、①として、米飯を別の会社に委託したと聞いているが、おかず等の

調理にどのような影響があるのか。②で民間調理会社に委託している一部を、第一学校給食センターに移すことについて、懸念されている衛生面でのリスク軽減につながるのか。③で民間調理会社に委託している一部を、第一学校給食センターに移すことによるリスクや問題について、それぞれ、民間調理会社、本市栄養士、学校給食株式会社及び本市の見解を問うものでした。

《資料 14 答弁内容について説明》

続いて、資料 15 をご覧ください。伊東議員からの個人質問で、栄養士に発生している負担について、栄養士を増やし、委託先の民間の調理会社に貼り付けてはどうかというものでした。

《資料 15 答弁内容について説明》

以上で、ご報告とさせていただきます。

芝本教育長 ありがとうございます。ここで、嘉田教育総務部長から、後日、本議会で発言の訂正を行った件について、説明をお願いします。

嘉田教育総務部長 資料 10 の伊東議員の質問で、3 の 2 の⑥の「保健所の立ち入り検査」の答弁につきまして、不確実な情報により答弁していたことを、本会議におきましてお詫びと訂正を行いました。

芝本教育長 ありがとうございます。それでは、学校給食課関連の報告で何か、ご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者 資料 10 などを拝見していると、業者から内諾のはずがとか、栄養士からこういう指摘があったとか、業者はこういう趣旨のことを言っているなど質問にありますが、業者と公的な話し合いはあったのでしょうか。

嘉田教育総務部長 委託業者より議員との話し合いについての提案がありましたので、場を設定させていただき、本市職員・栄養士も同席のもとで委託業者と議員の話し合いが行われました。その内容が今回の質問に含まれたものと思われます。

阪井教育長職務代理者 資料を拝見している限りでは、「それらを総合して本市の見解について問う」とか「本市の回答も栄養士はこういう風に言っている」とか「本市はこうです」とか、本市の栄養士であれば、なぜ、本市の見解に相違が生じるのか疑問に思いましたので、説明を求めましたが、わかりました。

芝本教育長 ありがとうございます。他に、ご質問等はございませんか。それでは、報告案件はこれで終わらせていただきます。会議の途中ですが、私は別の会議に急遽出席が必要となりましたので、阪井教育長職務代理者に議事進行を引き継ぎします。阪井教育長職務代理者よろしくお願いいたします。

阪井教育長職務代理者 わかりました。それでは、続きまして、日程第 4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は 1 件の案件がございます。それでは、議案第 29 号「富田林市立図書館管理運営規則の一部改正」について、中央図書館から説明をお願いします。

尾谷中央図書館長 それでは、議案第 29 号「富田林市立図書館管理運営規則の一部改正」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。富田林市立図書館におきましては、図書館法に基づき、市民の学習機会を提供するため、様々な事業に取り組んでいるところでございますが、市民の生涯学習への需要の高まりなど、市民ニーズにあっ

た事業展開が必要と考えております。今回の規則改正は、かねてより市民からの要望があります、祝日全日開館を実施することにより、利用者サービスの向上を図るものでございます。現在までの経過といたしまして、平成 19 年に 5 月 5 日こどもの日を臨時開館し、順次日数を増やし、平成 22 年より 5 月 5 日に加え、5 月 4 日、7 月の海の日、9 月の秋分の日、11 月 3 日、3 月の春分の日祝日 6 日を臨時開館しております。また、すでに平成 23 年より、毎月第 4 火曜日の館内整理日も臨時開館をしているところでございます。生涯学習施設として、高度化、多様化する市民の学習意欲に対応し、赤ちゃんから高齢者までの幅広い市民の暮らしの中で、図書館をより便利に活用していただくために、4 月より元日を除く祝日 15 日開館の実施と館内整理日の廃止をするものです。当管理運営規則の第 2 条中「及び日曜日」を、「日曜日及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）」に改める。第 3 条第 1 号中「月曜日」の次に「（国民の祝日が月曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日）」を加え、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号「館内整理日」を削り、第 5 号を第 3 号とするものです。また、当規則第 10 条分室につきまして、昨年 12 月末をもち閉室しました喜志分室を削除し、昨年 3 月より試行で貸出しております DVD の資料につきまして、第 11 条貸出数量及び期間の表中に追加し、これに合わせ、コンパクトディスクの表記を CD に改めるものです。なお、「附則といたしまして」、この規則は、本日、議決をいただいた後に、公布施行し、平成 29 年 4 月 1 日からの適用を考えております。以上、図書館からの説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

阪井教育長職務代理者

ありがとうございます。本件の説明につきまして何か、ご質問等はございませんでしょうか。特に無いようなので、議案第 29 号につきましては、提案のとおり議決させていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

阪井教育長職務代理者

では、本件につきましては議決されました。私の方から一点お願いですが、詳細な説明で大変良く解りましたが、資料を拝見した限りでは、何がどのように変わったのか引用が少なかったので、開館日、休館日など、もう少し解りやすくして頂けると事前の理解も進むかと思しますので、よろしくお願いいたします。以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成 28 年度 3 月の定例教育委員会会議を終了いたします。